伊勢原市審議会等の公開に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、「伊勢原市審議会等の在り方に関する基本方針」に掲げられた会議の公開に関し必要な事項を定め、審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等のより公正な運営を確保するとともに、開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

（会議公開の原則）

第２条　会議は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができるものとする。

(1) 会議において、伊勢原市情報公開条例（平成１５年伊勢原市条例第２１号）第６条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる場合

２　前項ただし書に基づき会議を公開しない場合は、審議会等の長は、会議に諮り決定するものとする。第１回目開催以前等で会議に諮ることができない場合は、事務局（審議会等の庶務を担当する課等をいう。以下同じ。）の長が事前に委員の意見を聴くなどの方法により、公開又は非公開を決定することができるものとする。

なお、非公開とした場合は、その理由を明らかにするものとする。

（会議日程等の周知）

第３条　会議の日程等は、事前に公表するものとし、遅くとも開催日の１週間前までに行うものとする。ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りでない。

２　公表の内容は、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴席数、傍聴の申込方法及び問い合わせ先とし、伊勢原市ホームページに掲示することにより当該会議を周知するものとする。

（会議の公開の方法）

第４条　会議は、市民等が傍聴できるよう会場に傍聴席を設け、その傍聴席数は、会議の円滑な審議の進行等を配慮して決めるものとする。

２　会議の傍聴者には、議事次第を配布するとともに、会議資料を閲覧に供するものとする。ただし、個人情報等非公開情報に該当する情報が記録されているもの等についてはこの限りでない。

（会議の傍聴）

第５条　傍聴の申込みは、当日受付とし、申込者数が傍聴席数を超える場合は、抽選とする。

２　傍聴者は傍聴者の遵守事項を守り、審議会等の長の指示に従って静穏に傍聴しなければならない。

３　傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に審議会等の長の許可を得た者はこの限りでない。

４　審議会等の長は、会場の秩序維持のため、必要と認める場合には、傍聴者に退席を命ずることができるものとする。

（会議録の公開）

第６条　審議会等の長は、議事の概要を記録した会議録を会議終了後速やかに作成しなければならない。また、公開した会議の会議録については、伊勢原市ホームページに掲示するとともに、市政情報コーナーに備え置き、一般の閲覧に供するものとする。会議録の公開期間は当該公開の日から１年間とする。

２　会議資料等の情報提供に当たっては、情報公開条例第６条各号に該当する事項の取扱いに十分留意することとするものとする。

（運用状況の報告）

第７条　審議会等の事務担当課は、会議公開の運用状況について、翌年度の４月末日までに情報公開主管課に報告するものとする。

（特別な定めがある場合の取扱い）

第８条　審議会等の会議の公開について法令等に定めがあるときは、その定めによるものとする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、会議の公開について必要な事項は、審議会等の長が当該審議会等に諮って定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成１７年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。